

平成23年12月15日

山形大学が商標登録している「星空案内人」の商標使用について

山形大学

山形大学は、平成20年10月に「星空案内人」の商標を登録いたしましたが、この商標の使用について問い合わせがありました。

「星空案内人」の商標登録は、全国の天文学の研究・教育にかかわる皆様を始め、アマチュア天文家、天文愛好家、そして一般市民の皆様（以下「星空愛好家の皆様」といいます。）に安心してこの言葉を使用していただけるとを意図したものです。

星空愛好家の皆様には、これまでどおり自由に「星空案内人」をご使用願います。

また、「星空案内人」の名前が、星空愛好家の皆様からいつまでも愛され続けられるよう、大切にご使用願います。

※山形大学が商標登録に至った経緯については、別紙のとおりです。

山形大学が商標登録に至った経緯

「星空案内人」につきましては、かつて全国の星空愛好家の皆様とは異なる第三者によって商標登録の申請が出された経緯があります。もし、この申請が認められていれば、例えば、「星空案内人という言葉の使用には年間＊万円頂きます。さもなければ使用を禁止します。」といったことが現実のものになっていた可能性があります。

山形大学では、以前から星空案内人資格認定制度に携わっていることから、こうした第三者による商標権の獲得を予防するために、「星空案内人」の商標を登録し、また同時に「星のソムリエ」、「星空のソムリエ」及び「星空案内人／星のソムリエ」の3件の商標を登録いたしました。

本来であれば、全国の星空愛好家の皆様が一体となって「星空案内人」という言葉の商標権者になることが最も好ましい状態であると思われます。しかし、星空愛好家の皆様全体が法人格を持った団体を作り商標登録するのは現実的には難しい状況です。

このため、「星空案内人」の利用制限を目的としたりする第三者が商標権を持たないようにすることを最優先とし、星空愛好家の皆様に「星空案内人」という言葉を自由に使っていただくために、山形大学が現在のような形で商標権を確保しておくことになっております。

なお、今後、さらに自由に使っていただきやすい商標となるよう、望ましい方法についてさらに検討してまいります。